

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発
センター（北地区）の原子炉の設置変更許可について（答
申）

平成24年1月20日付け23受文科科第5940号をもって諮問のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下
「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第
2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用
については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）について、大洗町の原子力防災道路整備事業に伴う敷地形状の一部変更（縮小）及び北門の位置の変更を行うものである。

なお、本変更申請に伴う敷地面積の縮小はわずかであり、現行の変更許可申請書に記載した敷地面積（約160万㎡）に変更はない。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、原子炉の使用の目的を変更するものではなく、大洗研究開発センター（北地区）の敷地形状を一部変更（縮小）及び北門の位置を変更するものであり、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、1. に示したとおりであり、我が国の原子力の研究、開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、1. に示したとおりであり、原子炉施設に係る工事を伴わないため、資金を必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎への影響はないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。